

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [地域福祉施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員活動について	<p>邑南町民協では、平成24年度から「訪問活動のガイドライン」を作り、訪問ランク表を作成して状態によって軽度から重度迄を、月一回、2ヶ月に一回、6ヶ月に一回、年に一回と、四段階のランクを付けて、訪問の効率化を図り、訪問している。その間にも訪問のランクを上げ、下げ、そして回数調整の頻度を調整する工夫は行っている。訪問回数の目安について委員の認識を揃え、定期的な訪問が行われるよう取り組んでいる。見守り世帯以外の壮年期、若年層の退院者に対して、民生委員として決しておろそかに出来ない状態が発生している。自分の体験からも、見守り活動の対象は、高齢者世帯だけではなく、行政、社協、民生委員の関係機関連携して見守り、ケアをしていかなければならない。</p>	<p>地域の見守り・訪問活動は、民生委員の重要な活動として、地域の安全・安心な生活に欠かせないものである。 邑南町民協のガイドラインは、訪問回数を目安を示すなどわかりやすく使いやすいもので、ひとつの民協で統一を図られたことも大変よいことであり、継続的な取り組みをお願いしたい。 また、地域には、高齢者世帯のほかにも、経済的な困窮、障がい、病氣、児童虐待、周囲からの孤立などさまざまな困難を抱えた方がおられる。かわり方に難しさを伴うケースに対しては、市町村や県の機関、社協などと連携して対応することが大切である。 今後とも、地域にきめ細かく目配りしていただき、適切な支援が行われるようご協力をお願いしたい。</p>	<p>今回のご意見には、見守り側の対応の統一や、高齢者世帯以外への対応など、重要な視点が含まれている。 県は、平成26年度に民生児童委員研修の強化・安定を図るとともに、引き続き、声かけ・見守りなどの地域住民による支え合い活動の支援に取り組んでいく。今回のご意見は、今後の地域福祉施策推進の参考とさせていただきます。</p>	地域福祉課	邑南町民生児童委員協議会	8月20日